

## 二つの核言説と「核アレルギー」

——一九六〇年代日本における原潜寄港反対論の分析——

鳥 谷 昌 幸

- 第1節 問題の所在
- 第2節 上／下からの核言説
- 第3節 平和のために死守すべき一線
- 第4節 リスクの自己決定
- 第5節 結 論

### 第1節 問題の所在

本研究の目的は、戦後日本の原子力政策をめぐる正当性の境界について分析と理論的考察を加え、「ジャーナリズムと社会的リアリティ」研究の一助とすることにある。

研究テーマとしての「原子力平和利用とメディア」は冷戦崩壊後に大きな注目を集めるようになった。それ以

前にも Hilgartner et al. (1983) や、Weart (1988) など政治コミュニケーション研究や核のイメージ史の重要な業績が存在したことは確かである。しかし冷戦崩壊後一次資料の公開が世界中で進んだことによって冷戦史研究が世界的に大きな進展をみせたこと、また特に日本では柴田秀利の証言によって原子力が冷戦期心理戦の道具として利用されたことが広く知られるようになるなど、いくつかの重要な要因が重なりながらノンフィクション作品、テレビドキュメンタリー、メディア史それぞれの分野における力作が相次いで登場することになった(佐野一九九四、NHK総合一九九四、井川二〇〇二、武田二〇〇六、Osgood 2006、有馬二〇〇八、土屋二〇〇九)。

福島原発事故後、メディア史の研究者たちが優れた研究成果を立て続けに生み出してきているのも(山本二〇一一、土屋・吉見二〇一二、吉見二〇一二、加藤・井川編二〇一三)、こうした研究の流れが原発事故に先んじて存在していたからであろう。本研究はこれらの研究成果を踏まえながら、正当性の境界をめぐる理論と分析を推し進めようとするものである。

この小論は既に一九五〇年代を対象として行った研究の成果を踏まえて行われるものである。<sup>(1)</sup> 改めて問題の所在について説明しておく、この研究はまず一九五〇年代中盤から後半にかけて世界中で盛んに語られた原子力の「平和利用」なるものが一体何だったのかを考えるとところから始められた。というのもこの時期、原子力政策の正当性の領域は、「平和利用」という概念の外延とびたりと一致していたからである。

「平和利用」という場合、一般的には工業、農業、医療などの分野で原子力研究の成果を応用することを指す言葉と説明できる。だが、考えるべきは「軍事利用」の反対語として、原子力政策の正当性を象徴する言葉として用いられていたことである。両者を簡単に切り離して考えることは不可能であることはいままでもないが、一九五〇年代はとりわけ「平和利用」をよく知るためにこそ「軍事利用」について学ばなければならない時代である。

これまでの科学史、メディア史、社会運動論など一連の先行研究においても「平和利用」の問題系と「軍事利用」の問題系をどのようにして関連付けて把握することができるとかという点に各論者の力量が示されてきた。これらの先行研究において共通して確認されてきた重要な知見のひとつに、開発初期の原子力論議が極めて単純化された二元論の図式に支配されていたというものがある。つまり軍事利用と平和利用を明白に悪と善の対比によって捉える論理（原爆と原発は異なるものであり、混同すべきではない！）を構築することで、平和利用それ自体の問題点が背景化されたことがしばしば指摘されてきた。

しかし、これらの研究では「平和利用」という概念そのものが実は論争的なものであったという事実はそれほど重視されていない。原子力政策の草創期である一九五〇年代、軍事利用と平和利用の境界は非常に論争的な主題であった。この点を明白に物語っているのが、「原子力基本法」（一九五五年）の制定に中心に関わった中曽根康弘（日本民主党・当時）による次の証言である。

基本法をつくる時問題になったのは、どこまでが平和利用であるかということでした。言い換えれば軍事利用とは何かということ、それで、たとえば原子力が普遍化して輸送船に一般的に使われるようになった場合は軍事用の潜水艦に使ってもいいという解釈を残しておいたわけです（中曽根一九九六・一七）。

基本法の策定に当たった政治家がなぜこのような問題に頭を悩ませることになったのかは立ち止まって考える価値がある。もし軍事利用と平和利用がともに正当な政策として広く認知されている社会であれば、両者の境界について神経質に議論する理由はあまりないだろう。しかし軍事利用を絶対悪とみなしながら、平和利用に積極的に邁進しようとする国であれば、正当性の領域は「平和利用」の範囲に厳しく限定されることになるので、ど

ここらでこまでが「平和利用」なのかという問題が特別な重みを持つことになるのである。この意味において一九五〇年代の日本社会は原子力政策の正当性の境界がもつとも深刻に問われた場所であったということができるのである。

さて、続く一九六〇年代においてもやはり政策の正当性の境界をめぐる激しい論争が引き起こされた。五〇年代においては、一体どこからどこまでが「平和利用」なのかが大問題となったが、六〇年代においては「軍事利用」の領域が問題となった。正確には日本の「軍事利用」ではなく、日本が米国の核戦略にどこまで協力するかという問題であった。その争いの過程から生まれた象徴的な言葉が「核アレルギー」である。

この小論で考えたいのは、一体「核アレルギー」とは何だったのかという問題である。これまで「核アレルギー」は日本の国民性を示す言葉として理解されてきた側面もあるが、より一般的には核兵器や放射能に対する「過剰反応」を意味する言葉として理解するのが望ましい。

大事な点は「過剰反応」の定義が常に相対的なものでしかあり得ないという事実である。問題は常に誰が誰の反応を指して「過剰」と定義しているかという点にある。本研究の観点に沿って考える場合、原子力政策の正当性の境界線がより緩やかな立場から、より厳格な立場を評価するときに生じてくる「過剰反応」の定義と理解するとき、これももつとも適切な理解であると考えられるのである。

つまり「核アレルギー」とは実体的な国民感情の特質というものではなく、常に相対的な意味付けの政治を通して出現してくる政治的言語なのである。このことは第五福竜丸事件の直後に米政府高官が日本人全員を指して「原子力アレルギー」と表現した事例と<sup>2)</sup>、六〇年代後半の核アレルギー論争においては日本国内の保守勢力が革新勢力に「核アレルギー」というレッテルを貼ろうとした事例とを並べればよくわかる。

今回試みたいのは、〈上からの核言説〉と〈下からの核言説〉という区別を導入することである。次節で詳し

く説明するが、この区別に沿って核戦力を有益な「抑止力」として語る世界観と人道的にみて許し難い「絶対悪」とみなす世界観の異質さを明確に認識することで、核アレルギー批判が生まれてくる理由がよく理解できるようになる。端的にいつて六〇年代後半の核アレルギー論争は、〈上からの核言説〉と〈下からの核言説〉の世界観が衝突することで生まれた言葉であり、それは異なる世界観が異なる正当性の基準を持つがゆえの帰結なのであった。

本研究は「ジャーナリズムと社会的リアリティ」研究の一環として日本の原子力政策がどのような論理によって正当化されてきたのか（どのような論理的正当化が「リアル」なものとして受け入れられてきたのか）を明らかにすることと同時に、原発反対論がどのような形で攻撃されてきたのかにも注目しようとするものである。核アレルギー概念の分析は、この後者の目的のために行われるものである。

## 第2節 上／下からの核言説

グレン・フックは平和学の立場に沿って日本の安全保障政策がいかなる言語表現を通して正当化されてきたのかを研究した（フック一九八六、一九九三）。この研究において彼が採用したアプローチは今日「批判的言説分析」として知られるものの初期の例であり、その意味においても非常に興味深い。フックは社会言語学の様々な概念を駆使して日本の核言説について分析を加えており「核アレルギー」についても政治的隠喩の事例として分析を行っているが、それ以上にもっとも有益な示唆は「上」からの言説と「下」からの言説という区別を核政策の領域に持ち込んだ点にある。

フックは、核の支配的言説が米国社会では「上」からの視点によって形成されるのに対して、日本社会では

「下」からの視点によって形成されると指摘した。ここでいう「上」からの視点とは、強者、支配者、加害者の視点のことであり、「下」からの視点とは弱者、非支配者、被害者の視点のことを指している（フック一九八六…三二）。広島と長崎で原爆投下の被害にあり、戦後もまたビキニ事件の被害にあつてゐる日本では被害者（「下」から）の視点に基づき核兵器は「絶対悪」として描かれることが普通であるのに対し、米国では政治エリート（「上」から）の視点に沿つて、核兵器は有効な「抑止力」として安全保障政策の要として語られることが普通である。核兵器は立場によつて、「絶対悪」としても有効な政策のツールとしても描かれ得る。

フックの指摘はシンプルではあるが、核政策の正当性について考える上で非常に重要な示唆をもたらしてくる。第一に、〈上からの核言説〉と〈下からの核言説〉においては何を正当とみなすかが異なつてゐる。単に異なつてゐるばかりではなく、逆立してゐるといつたほうが正確かもしれない。核兵器を有効な「抑止力」とみなす前者に対して、後者は「絶対悪」とみなす。そのため前者は核兵器を平和実現のための正当な手段として評価するが、後者は核廃絶のみが唯一正当な平和のための選択であり、核保有は暴挙でしかない。それぞれの世界の「常識」は容易に調和し得ない。

第二に、支配的言説であるとはどういうことか、掘り下げて考えてみるのが大切である。ここでは具体的な事例に沿つた検討を優先させたい。戦後の日本社会ではGHQの占領が解かれた一九五二年以降、〈下からの核言説〉がマス・メディアのつくる情報環境の中に膨大に蓄積されてきた。そのため米国の政治エリートが常識として身に付けてゐる「上」からの核政策論議も、日本社会にストレートに持ち込もうとすると強い社会的反発、制裁の対象となつた。

ここでは一九五〇年代の著名な二つの事例について取り上げておこう。一九五四年の鳩山一郎による原爆貯蔵発言、ならびに一九五七年の岸信介による核兵器合憲発言である。いずれも首相の位置にいる人物が〈上からの

核言説の論理に沿った発言をしたことで厳しい社会的制裁を受けた例である。

鳩山一郎首相の原爆貯蔵容認発言は第五福竜丸事件の翌年、日本社会の反核感情が最高潮に達しているタイミングで行われた。この時期、アイゼンハワー政権の「大量報復戦略」に伴って、西側同盟諸国に核兵器を配備していく動きが本格化しはじめ、既に西ドイツへの核配備が実行に移されていた。米軍部と国防総省は当然のように沖繩のみならず、日本への核配備も望んでいた（太田二〇一一・四九）。鳩山発言はこうした状況の中で行われたものであった。

一九五五年の三月一四日付の読売新聞夕刊は、外国人記者団と会見を行った鳩山首相が「原爆貯蔵容認せん」と語ったことを大見出しに掲げ、首相が次のように語ったことを紹介している。

アメリカが日本に原子爆弾を貯蔵するという問題があるが現在には力による平和の維持ということが必要な状況であるから認めざるをえないと思う。

二日後の三月一六日付の社説紙面で読売新聞が示した見解は、〈下からの核言説〉の論理をよく表している。曰く、極東において台湾情勢が緊迫化する状況において、ダレス長官は中国が台湾を攻撃するようなことがあれば全面的な報復を実行し、その際「新精密兵器」を導入することを明言した。おそらくは最新の核兵器を想定した発言であり、もし本当に米国が中国に核兵器を使用するようなことがあれば、ソ連も報復に出るであろう。そうなったとき、七〇〇箇所以上の米軍基地を抱える日本が戦争圏外に立てることなどあり得ない。日本が原爆基地化している場合、真つ先に核攻撃の対象となることが予想される。現在の核戦争は人類の存亡そのものが問われる水準に達しており、もはや勝者も敗者も存在しない戦争となってしまう。普通の飛行場でも貸すような軽い

気持ちで原爆基地を提供するのは大きな誤りである。

米国の核戦力を頼もしい「核のカサ」とみるのではなく、日本を核戦争に巻き込むものとして危険視していたことがよく現れている。ここで指摘されている第一次台湾危機の後、沖縄には核兵器が大量に配備されるようになり、その数は一九六〇年前後で約八〇〇発、一九六七年には約一三〇〇発に達したという（坂元二〇一〇…一八）。また中国においても核開発が本格化していくことになった。このことを踏まえれば鳩山発言に対する読売新聞の強い批判は決して杞憂ではなかったことがわかる。

岸は一九五七年の参院内閣委員会の質疑において、核武装が必ずしも憲法に違反しないという見解を打ち出して人々を驚かせた。岸は憲法九条が自衛のための戦力は認めているという政府の公式解釈にそって考えるならば、「自衛」の範囲に収まるものならば核兵器といえども保有は可能だという考え方を示し、次のように述べた。

今日私の一番心配することは核兵器ということこの言葉だけから言うと、どの辺まで核兵器といわれるのか、どういふものがいわれるのかということが明確に概念的にきめ得ないのじゃないか。そこでいろいろなものが出てくる場合において、いわゆるそれが学問上もしくは技術上核兵器と名がつくのだということ、これがすべて憲法違反になるといふ解釈をすることは、憲法の解釈としては行き過ぎじゃないか。<sup>3)</sup>

この引用からもうかがえるように、岸がこの発言を行ったやり取りのなかで終始気にかけているのが、「核兵器」という言葉の政治的威力であった。下からの核言説が優勢な日本社会においては、「核兵器」という言葉が「絶対悪」という評価に直結しているため、「核兵器」という言葉を用いた瞬間に（上からの核言説）の世界に引き込むこと、つまり「抑止力」の政策論に持ち込むことは非常に困難になる。



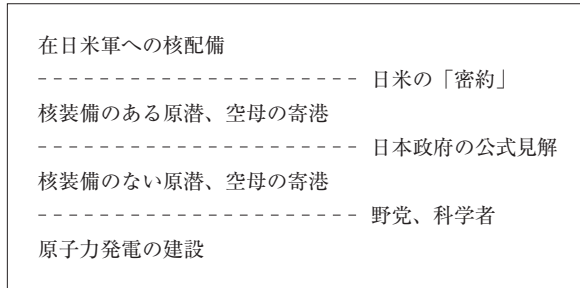
ところが技術の進歩は日々目覚ましい。核兵器を用いた攻撃の方法が技術革新によって大きく様変わりすることを考えるなら、「自衛」の方法もこれに応じて柔軟に変化していく必要がある。場合によっては広島、長崎の大量殺戮のイメージとは大きくかけ離れたものに変質していく可能性もある。その時、「核兵器」という言葉だけですべてを認めないという姿勢ではあまりに窮屈なことになりはしないだろうかというのが岸の懸念であった。

核兵器を有益な「抑止力」とみる立場からすれば、兵器の技術革新に常に敏感に配慮し、変化に柔軟に対応できるような仕組みを整えておきたいと考えるのは自然なことかもしれない。しかし「下」からの核言説が優勢な社会において、しかも「軍事力」そのものについて「下」からの言説が優勢な日本社会において、核兵器を憲法によって正当化しようという論理は相当地に激しい違和感を生み出さずにはいられない。

岸の核保有合憲論は憲法解釈としても論争的なものであろうが、そもそもそれ以前に明白な原子力基本法違反であった。原子力は平和目的に限定すると明確に宣言したこの基本法を廃案にしない限り、日本で核兵器を保有することは明らかに合法的でない。野党議員からこの点を指摘され追及された岸もこの批判を素直に認めて、だからこそ政策として核を保有することはないと明言した<sup>4</sup>。

当時の読売社説は、実際の政策上の変化がないのなら、なぜ得意げな法律書生のような憲法解釈を持ち出して内外に大きな変化があったかのような印象を持たせるのかと苦言を呈している（一九五七年五月一四日）。被爆国である日本が核について発言する場合その影響力は決して小さなものではないはずで、もっと注意深く発言するよう釘をさしたのである。当時の野党も報道機関も岸の核兵器合憲論を決して容認せず強く批判していた点は改めて確認しておく必要がある。

図1 核／原子力政策の正当性の境界 (1960年代)



出典：筆者作成。

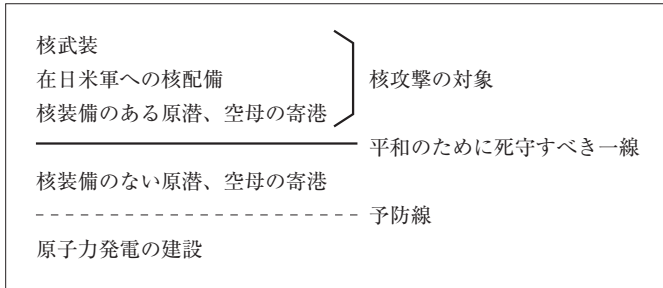
### 第3節 平和のために死守すべき一線

核アレルギーという言葉は、一九六三年一月以降米原潜寄港問題が社会的に注目されて後に出現した。<sup>(5)</sup> 原子力アレルギー、核ヒステリーなど類義語は早くからあったが、核アレルギーという言葉の直接の由来は米原潜寄港問題にあるとみてよい。この時、原潜の寄港が「核の持ち込み」を許すことになるのではないか、港湾事故によって日本の港が放射能に汚染されるのではないかと心配した人びとが反対運動を繰り広げ、激しい論争が生まれたのである。その際に、日本政府は核の「持ち込み」は禁ずるが、核兵器を搭載していない艦船の寄港は当然認めるという形で政策の正当性の境界線を引いたのである(図1参照)。

そして単に動力源が原子力というだけで大騒ぎする反応をさして「核アレルギー」と批判し、佐藤政権下では「核アレルギーからの脱却」が公然と説かれたのである。ここで注目したいのは、核を搭載していない原潜の寄港に反対し、政府から「核アレルギー」と非難された人々が一体どのような理由のもとに反対の主張を行っていたのかという問題である。

この点については二つの理由が存在した。ひとつは核兵器を装備していない原潜の寄港を認めることがやがて核の「持ち込み」につながるのではないかという強い懸念があったこと、いまひとつは原潜が引き起こす事故や環境

図2 〈下からの核言説〉における正当性の境界



出典：筆者作成。

汚染への懸念も強かったことである。

ここではまず前者から説明していこう。既に触れたように、〈下からの核言説〉をリアルに感じた人々が何よりも恐れていたのは、在日米軍基地が「核基地化」することで、万が一の戦争時にそこが核攻撃の対象とされてしまうことであった。そしてそこから逆算するようにして核攻撃の標的になることだけは何が何でも避けなければならない、そのためには絶対に日本が「核基地」となってはならないことが「平和のために死守すべき一線」として認識された。

ここで注目すべきは何をもって「核基地化」したとみなすかという問題であるが、〈下からの核言説〉の論理においては、地上基地に核兵器を常時配備することだけではなしに、定期的に核搭載艦船が立ち寄ることも実質的には日本の「核基地化」を意味するものと想定された。

この〈下からの核言説〉の論理を図示すると、図2のようになる。この世界観においては日本が核武装することも、地上の在日米軍基地に核兵器が配備されることも、核搭載艦船の一時寄港による「持ち込み」によって日本の港が事実上核基地機能を持つことも、実質的に「核攻撃の対象」となるという致命的な一点において同じ意味を持つことになる。いわばこれらの選択のあいだに重要な差異（境界）は存在しない。あくまでも「平和のために死守すべき一線」は、核搭載艦船の「持ち込み」を認めてはならないという場所

に引かれるのである。

ここで興味深いのは、「予防線」の論理である。本研究が取り上げる事例のように、政策のオプションに関わる正当性の境界線の選択肢を一連のスペクトラムとして描き出すことが可能なケースにおいては、ある局面における勝敗が、隣接する境界線の勝敗にまで波及することが想定される。そのため政敵を勢いづかせて一気に本命のラインを攻め落とされないように、保険をかけるようにして余裕を取って戦おうとする方法がしばしばみられる。

米国の原潜寄港問題をめぐって、国会で野党が与党を追及した際の論理はまさにこの「予防線」の論理といつてよい。つまり核兵器を装備していない原潜の寄港を認めることで、それがやがて核搭載艦船の寄港を認めることに繋がっていくのではないかという懸念の表明によって政府を牽制し、本命のラインが脅かされることを「予防」しようとする方法である。

こうした「予防線」を用いた戦い方を選択することには現実的な根拠があった。それは一九六〇年代に入つて著しく進んだ「海軍の核化」と深く関わっている(梅林一九八九)<sup>(6)</sup>。米国の核独占が一九四九年八月のソ連核実験によって終息した後、一九五〇年代は水爆とその運搬手段の開発をめぐる激しい競争の時代となったことは周知の通りである。この同じ時期に原潜の開発にも大きな前進がみられ、六〇年代に入つてその開発の成果が続々と現れるようになった(同・八四―七)。

酸素を必要としない原子力を動力源とすることで、潜水艦は長時間の連続潜航が可能となった。のみならず潜航した状態で水中から核ミサイルを発射することができるようになった。しかも非常に長い射程を飛ばすことも可能となった。<sup>(7)</sup> その結果、海底に潜みながら敵国の主要都市に報復打撃を加えることができるようになり、その高い「抑止力」の実現によって核搭載原潜は核保有国の核戦略にとって極めて大きな役割を果たすようになった

のである。

一九六三年の国会でその新型原潜「ポラリス」は非常に有名な名前であった。いずれ日本にもポラリスが配備されるようになるのではないか、このたびの原潜寄港はそのための布石ではないのかということが多くの人の危惧するところであった。政府は「ポラリス」であれば絶対に受け入れないと躍起になって説明をしたが、これに対して野党の側は問題はポラリスに限られるわけではないと反論した。事実、「海軍の核化」が広範囲に進んだことで、ポラリス以外の原潜や空母を受け入れることがそのまま核兵器の持ち込みを黙認することに繋がりがかねない状況が実際に生まれていたのである。

例えば、当時ポラリスと同程度に頻出した兵器名に「サブロック」がある。非ポラリス型、つまり通常の攻撃用潜水艦にすべてこのロケット核爆雷を装備すべく米海軍が大量生産体制に入っていることが国会審議の中で判明した。<sup>(9)</sup> 政府はサブロックを搭載している原潜も入港させないと主張したが、野党はその根拠を厳しく追及した。要するに海軍の兵力において核兵器の比重が著しく高まったため、「核兵器」と呼び得るものを一切日本に持ち込ませないという政府の説明は事実上不可能に近いのではないかと当初から危惧されていたのである。野党の側が予防線の論理で戦おうとした背景には、こうした事情があった点を見逃してはならない。

#### 第4節 リスクの自己決定

原潜の事故や環境汚染の懸念を強く訴えたのは科学者たちであった。一九五〇年代から六〇年代にかけて、「慎重論」の立場に立った科学者たちは、原子力の軍事利用を否定しながら平和利用を肯定するための論理を磨くことに腐心した。原子力基本法の理念として採用された「自主、公開、民主」の三原則を生み出したのも彼ら

である。彼らは大国の核実験に反対しながら放射線治療を肯定するための論理、核ミサイルの廃絶を主張しながら原子力発電を建設するための論理を深めようと努めていた。

この点もとても精力的な活動を持続したのが武谷三男であった。武谷は核実験によって生じる「死の灰」の安全性問題をめぐって、これを「許容量以下だから問題ない」とする核実験実施国の主張を批判するために、いわゆる低線量被曝問題についての考え方を他に先駆けて打ち出した人間であった(武谷一九五七)。武谷は低線量被曝に関する「閾値」が存在しないという立場に立ちながら、放射線はできるだけ浴びないほうがよいという前提に立脚しながらも、癌の放射線治療のように本人にとってメリットがある場合、そのメリットと放射線被曝によるリスクというデメリットを天秤にかけて、どこまでなら「がまん」できるかをその当事者が決定すべきだと考えた(同二二九―三〇)。

つまり低線量被曝の問題とは、「安全」と「危険」の境界を客観的に決定できる自然科学的問題ではありえず、どこまでなら「がまん」することができるかを当事者が自ら決定する問題であるというのが武谷の見解であった。ここでは武谷のこうした考え方を現在の言い回しに引き付けて(リスクの自己決定)論と呼ぶことにしよう。

癌を治療したい患者にとっては、癌を放置するよりも放射線治療の副作用を「がまん」してでも癌を治療するほうが本人にとってメリットが大きいと思われることが多いだろう。しかし核実験についてはどうだろうか。核保有国にとってそれは政治的にメリットのある行為だが、その実験によって地球全体が汚染されることを考えた場合、核保有国以外の国民にとってはただ一方的に放射線による健康被害のリスクがごく微小なものであるとはいえ高まることになる。この場合その核実験から得られるメリットが皆無であるとの立場に立てば、どれだけ微小なリスクであったにせよ、ただ一方的なデメリットだけを強制されるいわれはない(武谷一九七四・一七七)<sup>(10)</sup>。つまり核実験による死の灰を環境中に振り撒かれることに対して異議申し立てを行なう権利があるという考え方

になるわけだ。

興味深いのは、核実験に対する批判から生まれたこの（リスクの自己決定）の考え方が、関西研究用原子炉誘致問題、原潜寄港問題、原子力発電の問題へと首尾一貫展開していくことである。ここでは先に取り上げた原潜寄港問題に焦点を当てながら、武谷のリスクの自己決定論がどのような形で援用されたのかをみておきたい。

武谷を含む日本の科学者たちが原潜の寄港に反対した最大の理由は、安全性の問題にあった。<sup>(1)</sup> 軍事目的でつくられた原潜は、攻撃力を高めるといふ目的にばかりエネルギーが注がれ、安全性について十分に慎重な配慮がなされていないのではないかと懸念されたからである。しかも軍事機密であることを理由に原潜の設計図など安全であるか否かを外部から検証するための情報がほとんど得られない。原潜が寄港するということは、原潜がやってくるのと同じ意味合いでありながら、その原子炉の安全性について日本の側から何の規制を加えることもできない、何も知らされない、これでは納得しようがないではないかというのが科学者たちの言い分であった。

武谷はこうした科学者たちの反対運動の背後に共有されていた問題意識について次のように語っている。

こういう原子力潜水艦などに入られては、将来の原子力の平和利用のために困る。そういうわりと切実な気持ちがあったのです。せっかく原子炉の平和利用の基準を厳格にして、一生懸命汚染しないように努力しているのに、こんなものがヒョコッと何の基準もなしにはいつてきて、港に大きな原子炉が急にあらわれるということになるわけです。そんなことじゃ危なくてしょうがない。われわれが苦心惨憺して汚染されないようにやっているのになんだというわけです。（武谷一九七四・二三七 注：傍点は引用者によるもの）。

ここで注意すべきは、武谷の懸念が原潜の大規模な事故だけに向いているのではなく、ごく微量の放射能汚染



についても厳しく向けられている点である。ほんの微量の汚染でも大騒ぎする人間に対してはまさに「核アレルギー」であるとの批判がなされる。自然界にも放射線は存在するのであって、飛行機に乗ったりレントゲン写真を撮るだけでも放射線を浴びるのだから、微量の放射線で騒ぐのはおかしいという理屈だ。武谷の主張はまさに「核アレルギー」そのもののようにみえるが、その主張の背後には一体どのような論理があるのか。

武谷の論理ではたとえどれだけ微量の放射線であっても、それは自然界の中で人類が長い年月をかけてつくりあげてきた均衡の上に乗せする形で積み上げられるものであって、何らかのメリットと引き換えでなければどんな些細なリスクであってもそれを拒絶するのは正当な反応だということになる(武谷一九七四・一七六―八三)<sup>12</sup>。したがって原潜の寄港にメリットを見出せないという立場は、そのリスクを拒否する権利があるということになるのだ。

したがって、リスクの自己決定の論理を現実問題に適用するにあたっては、メリットとデメリットをどう判断するかという問題が必ずついて回る。逆にいえば武谷のリスクの自己決定論それ自体が核実験や原潜寄港に対する政治的反対を自動的に導き出すわけではない。もし米国の「核のカサ」が日本の安全を守るためには必要なことだと考え、ひとつひとつの核実験によって、米国の原潜を寄港させることによって大きな政治的メリットが生まれるのだと考えるのならば、日本は低線量被曝のリスク程度は甘んじて引き受けるべきであるという意見も当然成り立つのである。

そのせいもあって、武谷はなぜ米国の「核のカサ」に頼るべきではないのかという点にまで議論の射程を広げていくことになる。そしてここで登場してくるのが小国主義と呼ばれる立場である。武谷は原子力平和利用の宣伝、啓蒙に大きな役割を果たした科学者(山本二〇二二)としてみることもできるし、「原子力に憧れた社会主義者」(加藤二〇一三)とみることもできるが、いま改めてなお読み直す新鮮な価値あるポイントとしては、まぎれ



もなく、リスクの自己決定論と小国主義を結びつけた論理にあるといえるだろう。

武谷は米ソのような大国が、原爆を恫喝外交の道具として利用し、原水爆実験をくり返して地球の大気を汚染していることを強く批判しながら、小国ノルウェーをひとつの理想のモデルとして見出した（武谷一九七四…一四二―五六<sup>(13)</sup>）。一九五二年にノルウェーが独力で完成させた原子炉は、原爆とは無縁で何の秘密もなかった。世界中の優秀な学者が自由に協力して知恵を出し合った結果生まれたものであった。自国の利益だけを考える大国の秘密主義と比べ、何と輝かしい成果であろうか、これこそが科学者の進むべき道であると。

武谷は以上のようなノルウェーの例を踏まえつつ、さらに一九五五年のバンドン会議の実現などにも注目しながら自らの拠って立つ思想的立場について次のように語っている。

まず原子力において、数年前からノルウェーで明瞭に現れてきていた傾向、そうして近年になってアジア・アフリカ諸国において、力強い立ち上りを示してきたもの、それはなにかというと、大国に対する小国の独自の前進ということがあります。このような小国の力強い前進は、おそらく世界平和を維持する一つの支柱になると考えることができるものであり、いわば第三勢力というものでしょう。それをもっと、小国の立場というものを意識的に取上げて、小国主義とでもいうものを打出すべき重要な時機ではないか、というように考えるのであります（同…一五三―四）。

大国が核の秘密を掌握することによって、国際社会の中に軍事的緊張を持ち込むのであれば、小国の科学者たちは核の秘密を解き明かし、その成果を広く公開し共有することで、核兵器の持つ威力を相対化しよう努めるべきであると武谷は主張した（武谷一九七六…一〇）。

大国の権力政治おとなしく追従するのではなく、大国の権力政治がもたらす弊害を相対化するために何がで

きるかという問題意識が武谷の小国主義という言葉には込められている。この点を踏まえれば、彼が米国の「核のカサ」に頼ることを批判した理由も頷ける。彼にとって米国の核のカサに頼るべきか否かということは最初から問題にもならない。「核のカサ」に頼らなければならないような政治のあり方を変えていくために科学者である自分ができるかというのが武谷の具体的な問題意識であった。

武谷は日本がソ連に核攻撃を受けた場合、米国は全面核戦争に突入するリスクを背負ってまで日本のために報復の核攻撃を行わないであろうというガロアの主張に賛同しながら、核のカサが実際には幻想に過ぎないと論じている(武谷一九七四・三二九)<sup>(14)</sup>。被爆国日本の取るべき道は、それよりも〈非核地帯の創設〉ではないかと社会党、共産党と同様のオプシオンに共感している。

もちろん、武谷の望んだ政治的選択は結局実現されることはなかった。だがそれは今となってはそれほど重要なことではない。彼のリスクの自己決定論は科学者としての良心がよく示されており、特定の立場を利するものではない。むしろあらゆる政治的立場に対して等しく開かれており、判断する主体がどのような政治観を持つかどうかのような死生観を持つかによって引き受けるべき放射線リスクの量が変わってくるというシンプルではあるが非常に重要な示唆を含んでいる。一九七〇年代以降、いや福島原発事故後の現在の日本社会について考える上でもお重要な問題提起を含んでいると考えるべきであろう。

核アレギーというレッテルを貼り付けられた側にこのような周到的論理が用意されていたことはよく知られるべきである。

## 第5節 結論

本稿においては、「上／下からの核言説」という観点を導入し、一九六〇年代の原潜寄港問題を事例に「下からの核言説」の論理を内在的に検討した。なぜ原潜の一時寄港や通過に反対するのか、またなぜ原潜の寄港によってもたらされ得る微量の放射能汚染に対して強く反対するのか、その内在的論理について明らかにした。

ただし下からの核言説の論理を抽出することはできたが、本研究の本来の目的であるジャーナリズム論としての分析にまで十分踏み込めたわけではない。この点を掘り下げていくためには、武谷をはじめとする科学者たちの主張が当時の新聞でどのように取り上げられていたのかを説明する必要があるし、何よりも「核戦争に巻き込まれる恐怖」がメディア環境のなかでどのように表象されていたのかをもっと詳細に検討し、明らかにしていく作業が求められる。この後者の点については新聞記事の分析だけでは不十分であり、メディア史の先行研究の成果に助けを借りながら、ポピュラーカルチャーの領域にも踏み込んでいくことが望ましい。正当性の境界をめぐる分析の妥当性は厚みのある記述によって担保されなければならない。

そのためにも本研究のそもそもの目的意識について改めて確認しておくことも無駄ではないだろう。本研究はそもそもジャーナリズムと社会的リアリティに関する研究の一環をなすものであり、〈政治的正当性の境界〉を社会的に構成・構築されたリアリティとして分析することを目指している。どこからどこまでが正当な政策の領域であり、どこからが逸脱的な領域となるのか、その境界線についての「リアリティ」が社会的に共有され、自明性を獲得していくプロセスに焦点を当てようとするものである。そしてこのプロセスの中に有益な論点をひとつひとつ新しく発見し、掘り下げて考察を加えていくことで、ジャーナリズム論を豊かにすることができるだろうという見通しのもと研究が進められてきた。

その意味において、本稿の分析において抽出された「予防線」と「死守すべき線」という区別は、「境界線の政治」（杉田二〇〇五）を考える上で非常に興味深い知見である。政治の営みには無数の境界付け、線引きの行

為が関わってくるが、そのいずれもが同じ重みをもって扱われるわけではないということだ。譲ることの出来ない一線を守るためにこそ多くの資源が投入され、多くの知恵と工夫が凝らされる。そこには当然、嘘や秘密や取引きに駆け引きが生まれ、陽動や策略が仕掛けられることもあるだろう。優れた政治家とは、こうした境界線を政治的に制御する技術に秀でた者のことをいうのだと考えることもできる。だとすれば、優れたジャーナリストであろうとすれば、この境界線を制御する政治的営みを鋭く深く読み解く眼が要求される。ジャーナリストを境界線の読み手として位置付けたとき、そこにどのような論点が新たに浮上してくるのか、ここには研究すべき未踏の領野が大きく広がっているように思われる。

(1) 烏谷 (二〇一五) を参照のこと。

(2) 日本産業会議が作成した『日本の原子力―15年のあゆみ 上』には、ダレス国務長官が「日本人は原子力アレレギーにかかっている」と発言したエピソードが紹介されている(一九頁)。ただしこの発言がいつどこで行われたものかについての記述はない。米国の政府高官が反核運動に参加する人々を精神病理的なターミノロジーで表現するところについては、Higartnerら(1982)の著書に詳しい経緯の説明がみられる(特に「過度の不安(under anxieties)」について書かれた八章の内容を参照のこと)。またメディア史の領域においては井川(二〇一三)がUSAの世論分析を踏まえた米国の報告書に「核ヒステリー」という表現が登場している点に注目し、考察を加えている(井川二〇一三:一〇一)。

(3) 第二十六回国会内閣委員会会議録第二十八号(昭和三十二年五月七日) 五頁参照。

(4) 第二十六回国会内閣委員会会議録第二十八号(昭和三十二年五月七日) 六頁参照。

(5) 核アレレギーという言葉の出現過程については荒瀬・岡(一九六九)を参照のこと。ただし本研究においては、この言葉が米側ではなく日本側から出現したことを批判的に強調する彼らの分析には依拠しない。核への過剰反応を病的なものともみなす考え方が四〇年代、五〇年代から既に存在していたという事実のほうを本研究は重視する。

- (6) 梅林はニュークリア・ネイビーという表現を用いているが、本論の文脈にあわせてここでは「海軍の核化」と表記した。
- (7) 梅林によるとポラリス型原潜一番艦のジョージ・ワシントン号は射程二一〇〇キロメートルの戦略ミサイルを一六基も積むことができた。これは当時の技術水準からすると極めて画期的なことであったという。その後改良が進み、ポラリスAⅢでは射程が四七〇〇キロにまで伸びた。日本近海からだ与中国本土、北朝鮮、シベリアなど広汎な地域がこの射程に収まる（服部一九六九・四二）。
- (8) 一九六四年八月二九日『読売新聞』「潜艦寄港で政府統一見解 ポラリス型は認めぬ」を参照。
- (9) 参議院外務委員会（第四十六回国会閉会後）会議録第三号（昭和三十九年九月三日）三頁参照。
- (10) 初出は『中央公論』一九五七年七月号。
- (11) 以下本文の説明については、当時の雑誌記事、新聞記事などを参照した。例えばまとまった議論としては小川岩雄・猿橋勝子・藤本陽一「〈シンポジウム〉原子力潜水艦寄港を科学的に検討する」『世界』一九六四年一月号、六六―八六頁。
- (12) 初出は『中央公論』一九五七年七月号。
- (13) 初出は『世界評論』一九五七年一月号。
- (14) 初出は『潮』一九七二年七月号。

参考文献

- Osgood, K. (2006). *Total Cold War: Eisenhower's Secret Propaganda Battle at Home and Abroad*. Kansas: The University Press of Kansas.
- Schmitt, C. *Legality and Legitimity*. Duncker & Humblot, 1968. 田中浩・原田武雄訳『合法性と正当性』、未來社、一九八三年。
- Hilgartner, S., Bell, R. C., & O'Connor, R. (1982). *Nukespeak: Nuclear language, visions, and mindset*. Penguin.
- Wart, S. R. (1988). *Nuclear fear: A history of images*. Harvard University Press.

- 荒瀬豊・岡安茂祐(一九六八)『「核アレルギー」と「安保公害」——シンボル操作・一九六八年』『世界』九月号、七三—八四頁。
- 有馬哲夫(二〇〇八)『原発・正力・CIA——機密文書で読む昭和裏面史』新潮新書。
- 井川充雄(二〇〇二)『原子力平和利用博覧会と新聞社』『戦後日本のメディア・イベント一九四五年—一九六〇年』世界思想社。
- 伊藤高史(二〇一〇)『ジャーナリズムの政治社会学』世界思想社。
- NHK総合(一九九四)「現代史スクープドキュメント 原発導入のシナリオ」三月一六日放映。
- 太田昌克(二〇一〇)『日米「核密約」の全貌』筑摩書房。
- 加藤哲郎(二〇一三)『日本の社会主義——原爆反対・原発推進の論理』岩波書店。
- 加藤哲郎・井川充雄編(二〇一三)『原子力と冷戦——日本とアジアの原発導入』花伝社。
- 烏谷昌幸(二〇一五)「原子力政策における正当性の境界——政治的象徴としての平和利用」『サステイナビリティ研究』Vol. 5、九一—一〇七頁。
- グレン・D・フック(一九八六)『軍事化から非軍事化へ——平和研究の視座に立って』御茶の水書房。
- (一九九三)『言語と政治』くろしお出版。
- 黒崎輝(二〇〇六)『核兵器と日米関係——アメリカの核不拡散外交と日本の選択一九六〇—一九七六』有志舎。
- 坂本一哉(二〇一〇)『第二章 核搭載艦船の一時寄港』『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』。
- 佐野真一(一九九四)『巨怪伝——正力松太郎と影武者たちの一世紀』文藝春秋社。
- 杉田敦(二〇〇五)『境界線の政治学』岩波書店。
- 武田徹(二〇〇六)『核論——鉄腕アトムと原発事故のあいだ』中公文庫。
- 武谷三男(一九五七)『原水爆実験』岩波新書。
- (一九七四)『武谷三男現代論集2 核時代 小国主義と大国主義』勁草書房。
- 武谷三男編(一九七六)『原子力発電』岩波新書。
- 土屋由香(二〇〇九)『新米日本の構築』明石書店。

土屋由香・吉見俊哉編（二〇一二）『占領する眼・占領する声 C I E / U S I S 映画とV O A ラジオ』東京大学出版会。

中曾根康弘（一九九六）『天地有情―五十年の戦後政治を語る』インタビュー・伊藤隆、佐藤誠三郎、文藝春秋。

服部学（一九六九）『原子力潜水艦』三省堂。

山本昭宏（二〇一二）『核エネルギー言説の戦後史1945-1960』人文書院。

湯本和寛（二〇〇四）「政治的正当性（正統性）論再考―象徴理論からのアプローチ」修士学位論文、慶應義塾大学（法学）。

吉見俊哉（二〇一二）『夢の原子力―Atoms for Dream』ちくま新書。

和田長久（二〇一四）『原子力と核の時代史』七つ森書館。